（本書面内容の正確性について全てを保証するものではございません。実際の手続きに使用することによっていかなる損害が発生したとしても、当事務所は一切の責任を負いませんので、ご理解の上、ご使用下さい。）

**遺産分割協議書**

　平成〇〇年〇月〇日被相続人山田龍之介（本籍地　大阪府吹田市〇〇町〇〇番地）の死亡により開始した相続における相続人全員は、被相続人の遺産について、次のとおり分割することに合意した。

１、次の不動産は相続人　山田　直之　が相続する。

所　　在 　　吹田市〇〇町

地　　番 　　〇〇番〇

地　　目 　　宅地

地　　積 　　〇〇〇．〇〇㎡　　　　　　　　　　　　　　　持分２分の１

所　　在 　　吹田市〇〇町〇〇番地〇

家屋番号 　　〇〇番〇

種　　類 　　居宅

構　　造 　　鉄骨造陸屋根２階建

床 面 積 　　１階　〇〇．〇〇㎡

　　　　　　２階　〇〇．〇〇㎡　　　　　　　　　　　　　持分２分の１

上記のとおりの協議が成立したので、この協議の成立を証するために本協議書を2通作成し、各自１通を所持する。

平成〇〇年〇月〇日

住所

相続人

住所

相続人